

野田市告示第 135 号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成18年9月30日から効力を生ずる。

平成18年9月29日

野田市長 根本 崇

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
桜の里 一丁目		座 生	中 沼	74の1の内 75の1の内 76の1の内 78の1の内~78の3の内 78の10の内 84の1の内 91の1の内 91の6の内 91の7の内 91の12 92の1の内 92の5 93の1 93の2の内 93の3 93の4の内~93の6の内 93の9 94の1 94の2 94の3の内 94の4の内 95の1の内 95の2の内 95の3 95の4 105の1 106の1
			中沼上	108の1 108の2 109の1 109の2 112の1~112の6 113の1~113の4 122の1 123 108の2に隣接している道路、水路である国有地の一部 113の4の地先の道路である国有地の一部 123の地先の道路である国有地の一部
		岩 名	香橋下	132の内 133の1 134 135の1 137の1 138 139の1 139の2 140の1 141の1 144 145の1~145の4 146の1~146の3 161の内 243の1の内 243の2 244~248 321の内 322 323 325 327~329 330の1 330の2の内 337 338の内~340の内 384の内 385の内 386~388 389の内 390 391 392の内 393の内 402~404 132の地先の道路、水路である公有地の一部
			幕ノ内	365の2、366の7に隣接する道路である公有地の全部
			香 橋	405 439 460~462 463の1 463の2 464の1 464の2 465

			466 467の1~467の6 468の1 ~468の5 469の1~469の6 469 の8 819の1~819の5 821の1~8 21の5 822の1~822の5 823の1 ~823の6 824の1~824の4 825 の1~825の4 828の1~828の8 8 29の1~829の22 821の1の地先の道路である公有地の一部 828の6の地先の道路、水路である公有地の一 部	
		別所	785~788 789の1 789の2 79 0~800 802~807 809~814 815の1~815の3	
	堤台	寺山	507の23の内 508の22~508の31	
		寺山下	571 572の1~572の3 573の1~ 573の3 574	
	清水	沼端	844 845の1~845の3 846の1~ 846の4 847の1 847の2 848の 1 848の2 849の1	
		川通	1,058の1~1,058の8	
	中野台	沼付	1,093の1 1,093の2 1,094の 1 1,094の2 1,095の1 1,09 5の2 1,096の1~1,096の3 1, 097の1~1,097の4 1,099の1 1,099の2 1,100の1の内 1,10 0の2の内 1,101の1の内 1,101の 2 1,101の3 1,102 1,103 1,104の1~1,104の3 1,105の 1~1,105の3 1,106の1~1,10 6の3 1,107の1 1,107の2 1, 108の1 1,108の2 1,109の2 1,110 1,111 1,112の1 1, 112の2 1,115の1 1,115の2 1,117の1~1,117の3	
桜の里 二丁目		座生	中沼下	71の7 71の8 71の9の内 72の5の 内 72の6の内 72の7 72の8

		中 沼	76の1の内~76の4の内 76の5 76の6の内 76の7の内 77の1~77の11 78の1の内~78の3の内 78の4~78の9 78の10の内 78の11 79の1 82の1 83の1~83の5 84の1の内 84の2~84の10 85の1 90の1~90の3 91の1の内 91の2~91の5 91の6の内 91の7の内 91の8~91の11 92の1の内 92の2~92の4 92の6~92の8 93の2の内 93の4の内~93の6の内 93の7 93の8 94の3の内 94の4の内 94の5 95の1の内 95の2の内
	岩 名	香橋下	321の内 330の2の内 338の内~340の内 382 383 384の内 385の内 389の内 392の内 393の内
	堤 台	松山下	419の4の内 420の3の内 420の5の内 420の6の内 421の1 421の2の内 421の3の内 423の1の内 423の2 423の3の内 423の4~423の6 424の1 424の2 425の1~425の5 426の1~426の4 427の1~427の5 428の1~428の5 429の1 429の2 430の1 430の2 442の1~442の6 419の4の地先の道路、水路である公有地の一部
		寺 山	507の23の内
	中野台	沼 付	1,100の1の内 1,100の2の内 1,100の3 1,101の1の内
桜の里 三丁目	座 生	田 沼	40の3~40の11 41の8 41の9 42の9 45の1~45の4 45の11 45の12 45の16~45の18 46の1 46の2 46の6 47の1 47の2 48の4 49の1 49の2 49の7 49の8
		田沼上	50の1~50の10 51の1 52の1 5

		4の1 55の3~55の8 56の1~56の5 56の9~56の12 57の4~57の7 57の9 57の10 58の9~58の20 59の6~59の14 63の3~63の11 64の6~64の24 65の7~65の23 66の1~66の8
	中沼下	67の1~67の7 68の1~68の10 69の1 69の2 69の4~69の7 70の1~70の7 71の1~71の6 71の9の内 72の1~72の4 72の5の内 72の6の内
	中 沼	73の1~73の5 74の1の内 75の1の内 76の1の内~76の4の内 76の6の内 76の7の内
岩 名	香橋下	115の1 115の2 116~118 119の1 120 121の1 122 123の1 126の1 128の1 129~131 132の内 161の内 243の1の内 132の地先の道路、水路である公有地の一部
	小 室	313の2 316の1 317の3 320
堤 台	沼 端	402の7~402の9 403の1~403の4 404の1~404の3 405の1~405の3 406の1~406の3 407の1~407の3 408の1~408の3 409の2~409の5 412の1~412の3 413の1~413の4 415の1 416の1 416の2 417の1 417の2 418
	松山下	419の1~419の3 419の4の内 420の1 420の2 420の3の内 420の4 420の5の内 420の6の内 421の2の内 421の3の内 422 423の1の内 423の3の内 419の4の地先の道路、水路である公有地の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の一部

備考 上記の表示は、平成17年1月28日現在の土地登記簿謄本によるものである。